

第二次多摩市読書活動振興計画

【基本理念】

市民の「読む」「知る」「学ぶ」を支援し、自ら考え、共に課題を解決できる
心豊かな地域を育みます ～「知の地域創造」の実現へ～

令和7年9月

多摩市教育委員会

はじめに

読書は、国語教育と並んで、心をより豊かにし、読み・書き・話すなどの国語の力を向上させるための最も有効な手段のひとつとされています。

しかしながら、SNSなどによるコミュニケーションや情報収集の多様化等、社会状況が変化していく中で、深く考察する力や自分の思いを言葉で伝える力の低下が懸念されています。

また、全国的に書店の減少が進んでいることなど出版業界全体に深刻な状況が広がっており、デジタル化を進めつつも、文字・活字文化を次の世代に引き継いでいくことも課題となっています。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」、また、平成17年には「文字・活字文化振興法」が制定されるなど、読書の重要性を高める取組みも進められてきました。また、令和元年には障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目的として、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が制定されました。

読書や読書活動を支えるには、読書や読書活動を支える様々な取組のほか、「文字・活字文化振興法」にうたわれているように、地域における文字・活字文化を振興する手段としての公立図書館の運営の改善及び向上が重要となっています。

令和5年7月に開館した中央図書館では、2階をおしゃべりしていい広場系フロア、1階を静かな環境で読書を楽しめる静寂系フロアと位置づけ、様々な目的や用途でご利用いただけるように対応しました。中央図書館の開館などを契機に、市民の皆さんと協働して読書活動の振興に資する様々な取組みを実施し、社会教育施設として人と人とが交流する活用が広がっています。

図書館の現状と課題を踏まえ、中央図書館を中核とした市内8施設の図書館ネットワークにより図書館サービスを提供していきます。

本計画は、図書館だけではなく、市民や学校、事業者、団体など、様々な主体により進めていくこと、また、名称から計画の内容が想起されやすいものとしたいことから、「読書活動振興計画」の名称を継承することといたしました。

4つの基本方針を基に取組みを進め、市民の「読む」「知る」「学ぶ」を支援していくことで、皆様の生活をより豊かなものとする一助となれば幸いです。

令和7年9月 多摩市教育委員会

第二次多摩市読書活動振興計画 目次

はじめに	i
第1章 計画概要	
1-1 計画の目的	1
1-2 これまでの経緯	1
1-3 計画の位置づけと計画期間	2
第2章 現状と課題	
2-1 読書や図書館を取り巻く状況	3
2-2 これまでの多摩市の読書活動に関する取組みと成果	4
2-3 多摩市立図書館の現状	5
2-4 読書や図書館の課題	14
第3章 基本理念と基本方針	
3-1 基本理念	18
3-2 基本方針	18
3-3 施策体系	19
第4章 計画の内容	
基本方針と各施策、施策に対応する課題一覧	20
基本方針1 だれもが使える図書館	21
基本方針2 一人ひとりの子どもに寄り添うサービス	29
基本方針3 市民のしらべるを支え、役立つ図書館	37
基本方針4 持続可能な図書館の管理・運営体制の充実と強化	46
庁内各課・市立学校の取組み予定一覧	53
第5章 計画の推進体制	
5-1 計画の推進体制	55
5-2 計画の進行管理・評価	55
巻末資料	
1 各種データ	57
2 アンケート結果	64
3 「多摩市読書活動振興計画」の取組みと成果	91
4 「第三次多摩市子どもの読書活動推進計画」の取組みと成果	97
5 第二次多摩市読書活動振興計画策定の経過	102
6 パブリックコメント結果	112
7 関係法令や政策	156